

学校感染症の罹患に伴う出席停止について

医師により下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により、通常の欠席ではなく「出席停止」の扱いになります。出席停止の期間は感染症の種類によって基準が定められています。医師の指示に従い、登校の許可が出るまでは家庭で十分に療養してください。

1. 学校において予防すべき感染症の種類

○出席停止となる感染症

診断を受けたら学校に報告し、医師の許可があるまで登校できません。登校する場合は「治癒通知書」を学校に提出してください。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）、急性灰白髄炎、ジフテリア
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフスおよびパラチフス、腸管出血大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

○条件によっては出席停止となる感染症

「第3種学校感染症、その他の感染症」に含まれる病気で、条件によって出席停止が必要な感染症です。医師の指示に従い、適切な治療を受けるとともに出席停止と指示された場合は、治癒通知書を学校に提出してください。

感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス等）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑（リンゴ病）、手足口病、ヘルパンギーナ

2. 出席停止の流れ

- ① 医師の診断を受けたら、速やかに担任へ連絡し、医師から登校の許可が出るまで療養する。
- ② インフルエンザの出席停止期間については、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（医師が感染のおそれがないと判断した場合は、これより早い時期でも登校可能）」と定められています。（別紙報告書等あり）
- ③ 医師から登校を許可されたら、「学校感染症等治癒通知書」に医師による証明を受ける。または、医師の指示を保護者が記入する。
- ④ 「学校感染症等治癒通知書」を持参の上登校し、担任へ提出する。

3. 「学校感染症等治癒通知書」について

- ① 「学校感染症等治癒通知書」は、本校の保健室にあります。また学校ホームページよりダウンロードできます。様式は、医療機関のものでも構いません。
- ② 「医師が記入の場合」と、「保護者が記入の場合」の2様式があります。医師または保護者が記入してください。
- ③ 「学校感染症等治癒通知書」は、医療機関によっては発行に料金がかかることがあります。ご了承ください。

学校感染症等治癒通知書の様式

【様式1】医師が記入の場合（様式は、受診した医療機関のものでも可）

		令和	年	月	日			
広島市立広島中等教育学校長 様								
学校感染症等治癒通知書								
第 学年 組								
生徒名 _____								
学校感染症により加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態となりました。								
記								
1 疾患名	【 _____ 】							
2 出席停止期間	令和	年	月	日 ()	～ 令和	年	月	日 ¥ ()
医療機関名								
医 師 名 _____ 印								

【様式2】保護者が記入の場合

		令和	年	月	日			
広島市立広島中等教育学校長 様								
学校感染症等治癒通知書								
学校感染症により欠席をしておりましたが、医師より再登校の許可が出ましたので、下記のとおり報告いたします。								
記								
1 疾患名	【 _____ 】							
2 出席停止期間	令和	年	月	日 ()	～ 令和	年	月	日 ()
3 受診医療機関名	【 _____ 】							
第 学年 組 番 生徒名 _____								
保護者名 _____ 印								